鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則及び公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を 改正する規則について

## 1 背景

規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、原則として全ての見直し対象手続(所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものをいう。)について、恒久的な制度的対応として、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行うこととされている。

これを受け、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則(昭和26年土地調整委員会規則第2号)及び公害紛争の処理手続等に関する規則(昭和47年公害等調整委員会規則第3号)において、申請人等に押印を求めている規定について、その押印の必要性を検討し、所要の改正を行うものである。

## 2 改正内容

申請人等に対して押印を求めている以下の規定について、押印を不要とするための改正を行う。

- (1) 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則
  - 第16条の2第3項(宣誓書)
- (2) 公害紛争の処理手続等に関する規則
  - 第6条第1項(あっせん、調停又は仲裁に係る申請書)
    - ※ 第10条第2項で「調停に係る参加申立書」に準用。
  - 第34条第1項(責任裁定に係る申請書)
    - ※ 第39条第2項で「責任裁定に係る参加申立書」に準用。第63条で「原因裁定に 係る申請書」及び「原因裁定に係る参加申立書」に準用。
  - 第48条第2項(責任裁定における宣誓書)
    - ※ 第63条で「原因裁定における宣誓書」に準用。
  - 第49条第2項(責任裁定における証拠保全の申立書)
    - ※ 第63条で「原因裁定における証拠保全の申立書」に準用。
  - 第60条第2項(原因裁定における利害関係者の参加申立書)

## 3 施行日

令和3年1月14日 (規則の公布の日)